

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

平成9年度固定資産税土地評価替え

Q：平成9年度の固定資産税の土地評価替えについては、評価基準日の変更等があるそうですが、どのような内容になっているのでしょうか。

A：固定資産税の土地評価替えについては、前々年の7月1日を基準日として評定されてきました。しかし、中央固定資産評価審議会では、平成9年度の評価替えにおいて、評価基準日を「前年の1月1日」とし、公示価格等の7割を目途として評定することを固定資産評価基準に盛り込むことを決定しました。

さらに、平成8年1月1日以降も地価が下落していると市町村長が認定した地域については、平成8年7月1日までの半年間の変動率を反映させ、市町村長が評価額を修正できることとしています。

また、奥行価格逓減率の見直しも行われることとなっています。改正奥行価格逓減率表では、地区区分が5つから7つに改正され、奥行距離区分も44区分から29区分に整理、簡略化されています。

なお、改正後の奥行価格逓減率表は、平成9年度から実施されることとなりますが、同年度から完全実施することが適当でないと市町村長が判断した場合、改正後の奥行価格逓減率表のうち逓減割合が減少されるケースについては、補正率の縮減幅を暫定的に2分の1程度抑制して適用する特例措置も手当することとされています。

